

全建事発第 031 号
令和元年 6 月 19 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、建設業の喫緊の課題である働き方改革を進め、将来の担い手確保を目的として、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正が行われました。建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年法律第三十号）は、本年 6 月 5 日に成立、同月 12 日に公布され、一部の規定を除き公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令に定める日から施行されます。（※技術検定制度の見直し（建設業法第二十七条関係）のみ公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十五号）は、本年 6 月 7 日に成立、同月 14 日に公布され、同日施行されたところです。

この度、国土交通省から本会に対して、これらの改正法の内容及び留意事項について、別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（担当）事業部事業企画課 木下
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp